

**改正**

平成21年3月6日条例第4号

平成26年3月28日条例第3号

平成26年12月25日条例第46号

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例

(設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する伊賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づき地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、伊賀市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定後、その進行管理及び評価を行うものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期等)

**第4条** 委員の任期は、5年とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

- 3 委員の再任は、妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
(専門部会)

**第7条** 委員会は、必要に応じ、専門事項について調査検討するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、検討した結果を委員長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の報告を尊重するものとする。  
(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、健康福祉部医療福祉政策課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成18年伊賀市告示第178号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年12月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。